新しい学習指導要領 生きる力 学びの、その先へ

難聴・言語障害教育に関する教育行政の動向

令和6年度全国公立学校難聴·言語障害教育研究協議会 第1回理事会



初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官 村上 学

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25→R5)



- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 〇 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

特別支援教育を受ける児童生徒数

(平成25年度)

(令和5年度)

1,030万人



941万人

32.0万人 **3.1%**



64.0万人

6.8%

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.7万人。 **0.7%**



8.5万人

<u>0.9%</u>

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由 身体虚弱 弱視 難聴 言語障害 自閉症·情緒障害 17.5万 **2.0%** 37.3万人 **4.0%**

通常の学級 (通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害 弱視 難聴 学習障害 注意欠陥多動性障害 肢体不自由 病弱·身体虚弱

7.8万人 **1.0%** 18.2万人 1.9% (注)

※矢印内の数値は、令和5年度(通級による指導については令和3年度)の児童生徒数を平成25年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したもの。 (注)通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公私立)の値を用いている。 なお、平成25年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.8万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

	近年の特別支援教育に関する動向
令和元年6月	厚労省と文科省による「難恵児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」
令和2年4月	高等学校等における病気療養中等の生徒に対するメディアを利用して行う授業の単位修得数等の 上限を緩和(学校教育法施行規則改正)
令和3年1月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告 公表 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す,個別最適な学びと,協働的な学びの実現〜(答申) 公表
令和3年2月	高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について(通知) ・病気療養中等の生徒に対する必要対面授業を、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上と弾力化した。
令和3年6月	障害を理由とする差別の解消の推進ご関する法律の一部を改正する法律 公布 (施行:公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)
令和3年6月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 公布 (施行:令和3年9月18日(公布の日から起算して3月が経過した日))
令和3年6月	「障害のある子供の教育支援の手引〜子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて〜」改定・公表
令和3年8月	学校教育法施予規則の一部を改正する省令 施行(公布日施行) ・医療・ケア看護職員で持別支援教育支援員を法令上位置付け、配置を促進
令和3年9月	特別支援学校设置基準(省令) 公布 (施行:総則及び学科は令和4年4月1日、編制並の心態段及び設備は令和5年4月1日)
令和4年3月	「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等ご関する検討会議」「報告 ・採用後概ね10年以内ご特別支援教育を複数年経験・管理職登用にあてっては特別支援教育の経験も考慮
令和4年4月	「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(通知)
令和4年7月	「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許伏コアカリキュラムの策定等について」(通知)
令和5年3月	「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議、報告 ・校内委員会の機能能 ・通級にはお指導の充実・特別支援学校のセクー的機能発揮 ・インカルーシブな学校運営モデルの創設
令和6年12月	障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の改定 (事業者による合理的配慮の提供の義務化)

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	柱刚士物学校	小・中学校等			
	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導		
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性 の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一 人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導 を実施		
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,700人) 聴覚障害 (約7,500人) 知的障害 (約141,100人) 肢体不自由 (約30,200人) 病弱・身体虚弱 (約19,300人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計:約151,400人 (※令和5年度) (平成25年度の約1.1倍)	知的障害 (約164,000人) 肢体不自由 (約4,400人) 病弱·身体虚弱 (約4,200人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,800人) 言語障害 (約1,200人) 自閉症·情緒障害 (約196,500人) 合計:約372,800人 (※令和5年度) (平成25年度の約2.1倍)	言語障害(約47,200人)自閉症(約36,800人)情緒障害(約24,600人)弱視(約200人)難聴(約2,100人)学習障害(約34,100人)注意欠陥多動性障害(約38,700人)肢体不自由(約160人)病弱・身体虚弱(約100人)合計:約183,900人(※令和3年度)(平成25年度の約2.4倍)		
幼児児童生徒数	幼稚部:約 1,200人 小学部:約51,100人 中学部:約33,400人 高等部:約65,600人 3,88教育段階の 全児童生徒の 0.9% (※令和5年度)	小学校:約265,700人 中学校:約107,000人 4.0% (※令和5年度)	小学校:約154,600人 中学校:約 27,700人 高等学校:約 1,700人 (※令和3年度)		
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1 学級 6 人 【高】 1 学級 8 人 ※重複障害の場合、1 学級 3 人	【小・中】1 学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置		
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1~8コマ以内 【高】年間7単位以内		
	それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 (変支援を行うための計画)と 個別の指導計画 (一人一人				

[※]通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合:推定値 8.8%(小・中)、推定値 2.2%(高)

(令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づくものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。)

^{※※「}小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げと合計が一致しないごとがある。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移





【令和5年度の状況】

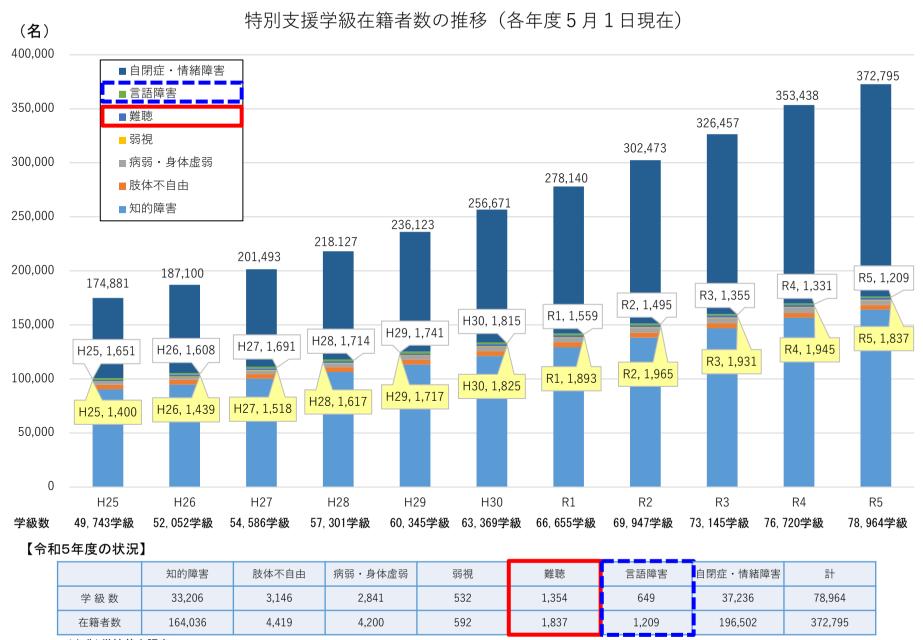
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱•身体虚弱	計
学 校 数	82	120	823	351	156	1,532
在籍者数	4,696	7,457	141,063	30,161	19,339	202,716
学級数	2,068	2,772	33,168	12,003	7,683	57,694

(出典)学校基本調査

[※]上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

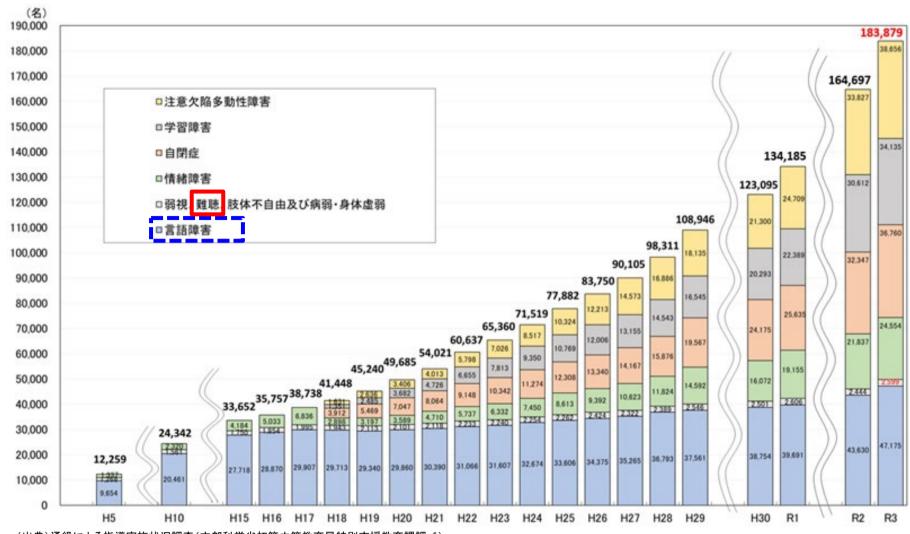
特別支援学級の児童生徒数・学級数





通級による指導を受けている児童生徒数の推移





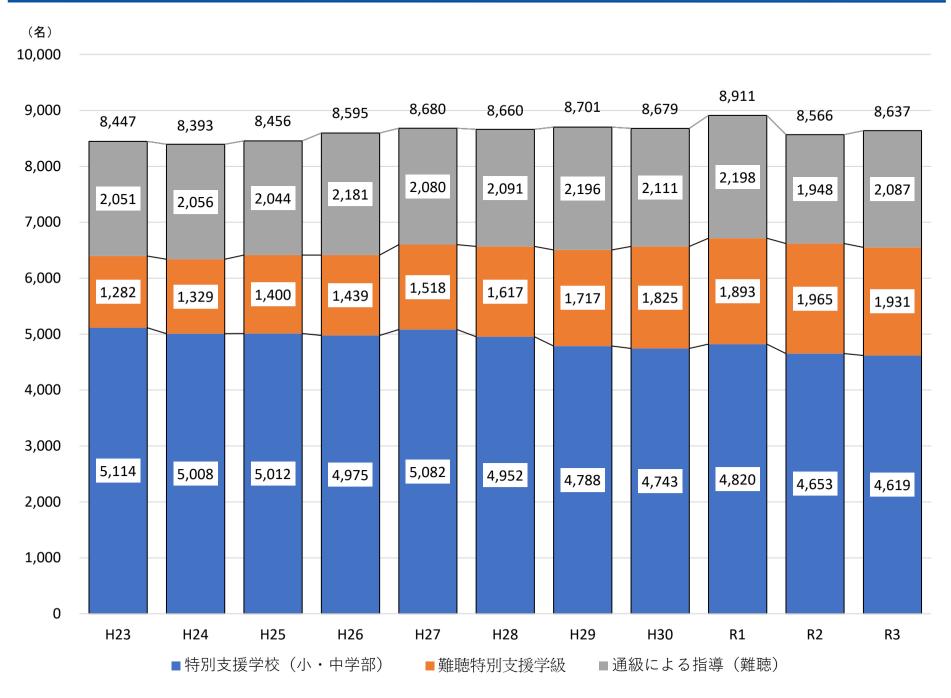
(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

- ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示 (平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。
- ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。
- ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。
- ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

義務教育段階において特別支援教育を受ける 聴覚障害児童生徒数の推移





義務教育段階において特別支援教育を受ける 言語障害児童生徒数の推移





特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議(令和3年10月25日設置)



- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
- ・ 全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等
- ・ 特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害 等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の 指導等に反映できる幅広い知識・技能

等が求められている。

○ 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討 事項

- (1)特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方
- (2)特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方
- (3) その他関連事項

安藤 降男 筑波大学名誉教授

市川 裕二 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長

加治佐 哲也 丘庫教育大学長

喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長

木舩 憲幸 九州産業大学教授

坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長

田中 良広 帝京平成大学教授 濵田 豊彦 東京学芸大学副学長

樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授

宮﨑 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授

森 由利子 滋賀県教育次長 (計11名、五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

宍戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長

(計1名、敬称略)

教職課程コアカリキュラムWGと連携

1 7/3	
V	スケジュール
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議
	②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング (教育委員会、大学、特総研等)
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ
	②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催
	①検討課題に係る報告とりまとめ
	②教職課程コアカリキュラム(素案)の確定
	第7回会議開催 ①報告とりまとめ
	9 (8)
5月/6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催
//3	<u> </u>
	②教育職員免許法施行規則(案)及び特別支援学校教諭
	の教職課程コアカリキュラム(案)について

※令和4年7月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、教職課程コアカリキュラムの策定や、特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上を図る。

10

趣旨

委員

特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態



- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳(上表)およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳(下表)。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

■ 学校に配置されている教員の雇用形態別内訳(5月1日時点)

					非常勤講師		
学校種	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)	臨時的任用教員	うち産休・育休代替教 員等	(会計年度任用職員)	合計
小学校	331,697	11,236	3,737	41,991	18,528	5,911	270 500
小子权	(87.38%)	(2.96%)	(0.98%)	(11.06%)	(4.88%)	(1.56%)	379,598
中学校	191,090	9,781	1,559	23,820	5,857	3,594	210 504
中学校	(87.45%)	(4.48%)	(0.71%)	(10.90%)	(2.68%)	(1.64%)	218,504
高等学校	143,067	11,211	2,000	11,092	2,687	5,529	150,600
	(89.59%)	(7.02%)	(1.25%)	(6.95%)	(1.68%)	(3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899	2,441	533	13,274	3,437	1,301	70 474
	(81.43%)	(3.11%)	(0.68%)	(16.92%)	(4.38%)	(1.66%)	78,474

■小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳(5月1日時点)

学校種	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等	その他	合計
小学校の学級担任	237,099 (88.40%)	5,533 (2.06%)	30,826 (11.49%)	13,892 (5.18%)	276 (0.10%)	268,201
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	12,182 (23.69%)	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	5,276 (23.95%)	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

- (注1)表中の()内は合計に対する割合を表す。
- (注2)「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。
- (出典)「教師不足」に関する実態調査(文部科学省、令和4年1月)

特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策

●が検討会議のアウトプット・方向性



現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学びと「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
 - ⇒ 特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒教が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
 - ⇒ 多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
 - ⇒ 特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとは言いがたい状況。

①養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程 の内容や水準を全国的に担保するため、 共通的に修得すべき資質能力を示した コアカリキュラムの策定
- ●教育実習、介護等体験で、特別支援学 校、特別支援学級等の経験を推奨
- ●大学間連携による単位互換制度の促進 など、免許取得・単位取得を可能とする 体制整備
- ●教育委員会との連携による実践力の養成 (実務家教員、教職大学院等)

②採用段階での工夫

- ●特別支援教育の経験を採用 時に老庸
- ●採用後10年以内に特別支援 教育を複数年経験

③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- ●特別支援学校において、特別支援学校教諭免 許状を有しない教師の条件を限定
- ●校内研修、交換授業、OITの推進
- ●特別支援学級等の教師による特別支援学校へ の人事交流の充実



中堅(10年目~)

- ●管理職の任用にあたり、特別支援教育 の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関 する目標を設定し、校内体制を整備



管理職





養成段階

国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

【養 成〕・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数

用】・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数

【キャリアパス】・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合

・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無

【石井

修】・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況

- ・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
- ・特別支援学校教諭免許状保有率 ・(独) 国立特別支援教育総合研究所(NISE) 学びラボの利用者数 等

④研修(校外)による専門性向上

教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた。 活用ができるようコンテンツを整理・体系化(NISE)

●研修の手引作成(NISE)

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

● NISE (学びラボ、免許法認定通信教育) 等のオンラインコンテンツの整理・充実

【採



スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
- R4.7 : 策定・周知 (以降、大学の教職課程の点検・見直し)
- R 5 . 4 又はR 6 . 4 : コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
- 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現 できるよう取り組む。

校長の特別支援教育に関わる教職経験

✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で66.4%、中学校で69.3%(令和5年度)。※特別支援学級が設置されている学校は84.1%(令和5年度時点)。

〇令和 5 年度全国特別支援学級·通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象:各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、 通級指導教室を設置する小・中学校の校長 ※同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出

校種別の回答学校数(単位:校)※表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	合計
804(約72%)	313(約28%)	1,117

調査結果:校長自身の特別支援教育に関わる教職経験(単位:%)

	通級による指導での 教職経験 有	特別支援学級での教 職経験 有	特別支援学校での 教職経験 有	特別支援学級等での 教職経験 無
小学校	5.1%	24.1%	4.4%	66.4% (令和4年度:70.0%)
中学校	4.8%	20.8%	5.1%	69.3% (令和4年度:73.2%)

(出典) 令和5年度全国特別支援学級·通級指導教室設置学校長協会調查報告書 (全国特別支援学級·通級指導教室設置学校長協会調查部、令和6年1月)

管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況 (令和5年4月1日現在)



○管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会の数は18で、全体の約3割。うち、把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約8割。○管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会の数は49で、全体の約7割。うち、今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約2割。

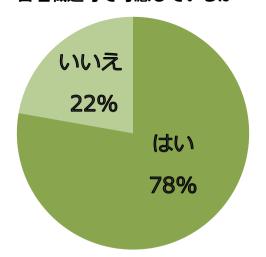
管理職選考において、特別支援教育の経験等(※)の情報を把握・管理している教育委員会の割合

※特別支援教育の経験等:特別支援学級担任、特別支援学級の教科担任、通級による指導の担当、特別支援学校における指導、特別支援教育コーディネーターの経験

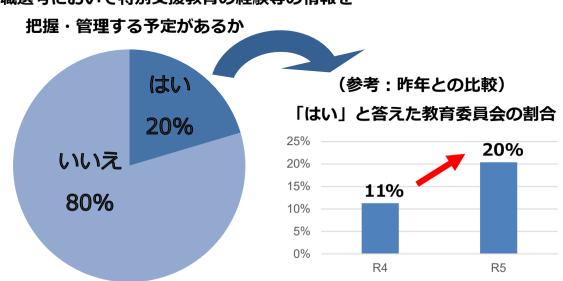


特別支援教育に関し把握・管理した経験を

管理職選考で考慮しているか



今後、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を



通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議



(令和4年5月18日設置)

- 特別支援教育への理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決 定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育を必要とする児童 生徒が増加
- 発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する 可能性

趣旨

- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度(※)に該当する 児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等に在籍
- 小中学校の通級による指導の担当教師の基礎定数化、高等学校における通級による指導の制度化等により、通級による指導体制が充実。また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行われている状況



障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援施策の在り方について外部有識者の協力を得て検討。

【主な検討事項】

- (1) 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方について
- (2) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について

【委員】

◎荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長

池田 彩乃 山形大学地域教育文化学部准教授

市川 宏伸 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長

市川 裕二 東京都立あきる野学園統括校長

氏間 和仁 広島大学大学院人間社会科学研究科准教授

梅田 真理 宫城学院女子大学教育学部教育学科児童教育専攻教授

○ 奥住 秀之 東京学芸大学教育学部特別支援科学講座教授·学長補佐

帯野 久美子 株式会社インターアクト・ジャパン 代表取締役

喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長

小枝 達也 国立研究開発法人国立成育医療研究センター副院長

こころの診療部統括部長

櫻井 秀子 川口市立戸塚北小学校長

笹森 洋樹 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育

推進センター上席総括研究員(兼)センター長

滝川 国芳 京都女子大学発達教育学部教育学科教授

竹内 哲哉 日本放送協会解説委員室解説委員

中田 寛 鳥取県教育委員会教育次長野口 晃菜 一般社団法人UNIVA理事

平野 真理子 平野卓球センター監督

藤井 和子 上越教育大学臨床・健康教育学系教授

馬飼野 光一 東京都立荻窪高等学校長

宮﨑 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長

(◎:主査、○:副主査) (令和4年9月30日現在計20名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

厚生労働省社会·援護局障害福祉部障害児·発達障害者支援室

国立障害者リハビリテーションセンター

(※)学校教育法施行令第22条の3の障害の程度・・・学校教育法第75条(障害の程度)に基づき、特別支援学校の指導の対象となる障害の種類及び程度を定めている。

スケジュール: 令和4年6月14日に第1回を開催。

第2回以降は月1回開催し、第7回(令和5年1月26日)に報告(素案)、第8回(令和5年2月15日)に報告(案)について検討。 第9回(令和5年3月9日)に最終回を開催。令和5年3月13日に報告を取りまとめ。同日付で教育委員会等へ通知。

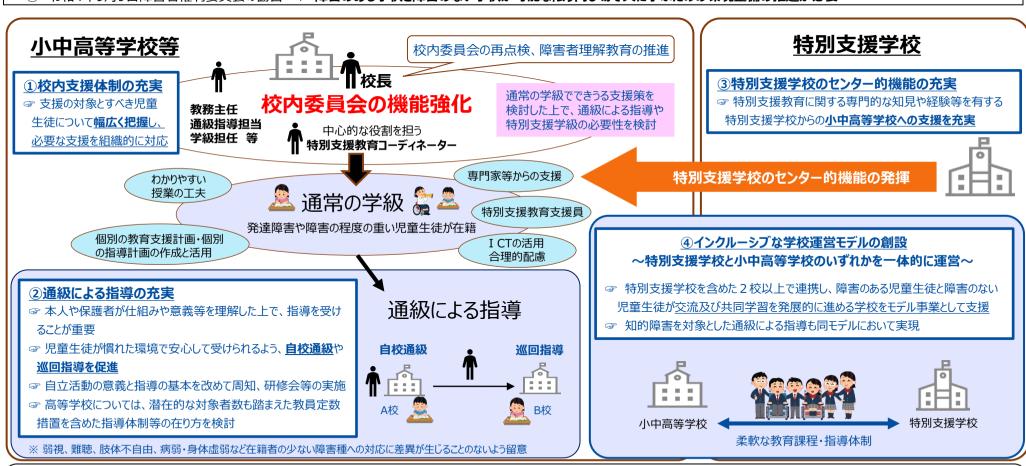
通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)



現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒:小中学校8.8% 高等学校2.2% **→ 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性** うち、校内委員会で支援が必要と判断:小中学校28.7% 高等学校20.3% **→ 校内委員会の機能が十分に発揮されていない**
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担 高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童午徒が通常の学級に在籍(就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重) → より専門的な支援が必要
- (4) 今和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 ➡ **障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要**



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行い つつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

特別支援学校のセンター的機能(規定等)

学校教育法第74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第6節 学校運営上の留意事項 3

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しては生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

小学校学習指導要領 第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1)のア

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において示された、特別支援学校のセンター的機能の6項目

解説 P.303~

- ① 小・中学校等の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能



「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」



【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。(小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化)

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」(H31.2~R2.3) における検討を踏まえ、<u>初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド</u>を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。 https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html



第1章 通級指導を担当するに当たって

第2章 通級指導の1年間の流れ

第3章 実践例

第4章 知っておきたい基本事項・用語



通級による指導を担当する 教師のためのガイド

※ガイドは文科省HPで公開

【作成のポイント】

- ○専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- ○イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- ○16の実践例を紹介。
- ○動画資料(2例)を作成。→





(保護者面談の様子)

(子供の指導の様子)

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

「聴覚障害教育の手引」の改訂と発刊

近年、人工内耳装用児や重複障害のある幼児児童生徒の割合の増加、学びの場の多様化に伴う幼児児童生徒の教育歴の多様化など特別支援学校(聴覚障害)を取り巻く状況が変化している。また、手話に対する理解や多様な方法による意思疎通について社会の関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、聴覚障害教育においてますます重要となる「言語指導」に焦点を当て、「聴覚障害教育の手引」を改訂した。

※本書において言語指導とは、語彙の獲得や文章の理解及び表出、対話等に関する能力の育成を目指すもの。

Point 1

聴覚障害教育の経験の浅い教員に対する研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、言語指導の重要性を含む聴覚障害教育の基本的な内容について、平易な表現でわかりやすく作成(特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することも考えられる)。

Point 2

音声、文字、指文字、手話などコミュニケーション における多様な方法の機能と特徴、これらを活用す る際の基本的な考え方を解説。

Point 3

特別支援学校における授業や乳幼児教育相談等の場面で、人工内耳装用児や重複障害児に対する実践例を含め、言語指導を重視した事例を中心に選定。また、特別支援学級や通級による指導の場面や教員研修に関する実践例も掲載。





文部科学省HPにて公開

株式会社ジアース教育新社より発行(文科省HPにも掲載)

「障害のある子供の教育支援の手引」(概要)



ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な 教育相談・支援を含めた「一貫した教育支援」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学び の場の連続性を実現していくことが重要。
- ・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な 考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、就学先決定等のモデルプロセスを再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性

2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援

3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス(①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し) に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動(①)

・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス(②)

- ・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
- 特別支援学級と通級による指導等との関係について
- 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
- ・障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス(③)

・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、 具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ~相談担当者の心構えと求められる専門性~

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を具体的に提示。
- ・障害種別※に、それぞれの学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

- ※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。
- ※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「個別の教育支援計画」の参考様式を提示。



インターネットによる講義配信

NISE 学びラボ ~特別支援教育eラーニング~

https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online

登録者数: 個人登録10,646件、団体登録366件(令和4年3月31日現在)

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

【コンテンツの特徴】

利用可能機器:パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等

視聴時間:1コンテンツ 15分~30分程度

対象:教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等

特別支援教育に関心のある者全て

※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。

講義コンテンツ分類(計171コンテンツ)

① 特別支援教育全般 50コンテンツ

② 障害種別の専門性 93コンテンツ

③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 28コンテンツ

さらに!団体登録により研修プログラムが設定できます!

教育委員会等の機関が主催する研修等で、 受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定で きます。修了者には視聴証明書を発行します。



(研修プログラム一覧)

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任に なったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	全ての教職員を対象に:本人·保護者に寄り 添った指導·支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 National Institute of Special Needs Education

特別支援教育

令和6年春 第93号

発行日: 年4回刊行 3 • 6 • 9 • 12月

価格:900円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

特別支援教育



■ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 / ISSN-1346-3268 MEXT 67

[特集]

自己の在り方生き方を 考える高等部での教育

ーキャリア教育を通して-



【総説】●自己の在り方生き方を考える高等部での教育

●視覚障害①▶自分らしい生き方の実現を目指して

●視覚算書②●社会を形成する一員という認識をもつ思考の整理とキャリアデザイン●監覚募書①●大学卒業後を見据えた高等部におけるキャリア教育

●聴覚障害①⇒大学卒業後を見据えた局寺部におけるキャリア教育●聴覚障害②⇒社会とのつながりを意識した教育活動

●知的障害①》自分の人生をよりよく生きようとする生徒を育てるために ●知的障害②》課題対応能力の向上を目指して

●肢体不自由▶〈今〉を〈未来〉につなぐキャリア教育の充実に向けて●病器▶精神疾患等がある生徒が自己の人生を切り聞いていくためのキャリア教育

連載講座:実践! - CT活用 ●子供をささえるネットワーク [編集企画]「編集企画]「編集企画]「編集企画]「編集画]

[特集]自己の在り方生き方を考える高等部での教育

ーキャリア教育を通して―

- □ 視覚障害① 自分らしい生き方の実現を目指して
- 視覚障害② 社会を形成する一員という認識をもつ思考の整理とキャリアデザイン
- □ 聴覚障害① 大学卒業後を見据えた高等部におけるキャリア教育
- □ 聴覚障害② 社会とのつながりを意識した教育活動
- □ 知的障害① 自分の人生をよりよく生きようとする生徒を育てるために
- □ 知的障害② 課題対応能力の向上を目指して
- □ 肢体不自由 〈今〉を〈未来〉につなぐキャリア教育の充実に向けて
- □ 病弱 精神疾患等がある生徒が自己の人生を切り開いていくためのキャリア教育

[巻頭言] 特別支援教育の一層の充実に向けて

文部科学省初等中等教育局長 矢野和彦

- □ 連載「実践!ICT活用」
- □ 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
 - 最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社
 - 年間定期購読を受け付けております。

https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe

◆インターネットからも購入することができます。



お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

http://www.mext.go.jp/a menu/shotou/tokubetu/main.htm

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第3版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育推進センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

http://www.nise.go.jp/

発達障害教育情報センター メールマガジン

http://icedd.nise.go.jp

http://www.nise.go.jp/magazine/

是非御覧ください!

